

## 和泉市健康都市いずみ 2 1 ・食育推進会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 市民が生涯にわたり、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりの実現をめざし、市民一人ひとりが自分らしい健康な生活を送ることを目標に、健康づくりや食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、和泉市健康都市いずみ 2 1 ・食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 推進会議は第 1 条の目的を達成するために連絡調整、意見交換を行う。

(組織)

第 3 条 推進会議は 2 0 人以内で組織し、次の各号に掲げる者を市長が委嘱する。

(1) 関係団体を代表する者

(2) 公募による市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 推進会議における課題等を共有し、関係部課等の連携を図り、健康づくり及び食育の推進に資するため、健康都市いずみ 2 1 ・食育推進計画庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置することができる。

3 庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、健康都市いずみ 2 1 ・食育推進計画の計画期間にあわせるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 前項の規定による委員長及び副委員長定数は、次のとおりとする。

(1) 委員長 1 人

(2) 副委員長 2 人

(役員の任務)

第 6 条 委員長は推進会議を代表し会務を処理する。

2 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 推進会議の会議は委員長が必要に応じて招集する。

2 推進会議の会議は委員長が議長となり議決は出席者の過半数をもって決定するものとする。

3 委員長は必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の招集の特例)

第 8 条 委員長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は和泉市子育て健康部健康づくり推進室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進会議に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附則 この要綱は平成13年9月16日から施行する。

附則 この要綱は平成19年4月 2日から施行する。

附則 この要綱は平成24年5月17日から施行する。

附則 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成31年4月16日から施行する。

附則 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年1月8日から施行する。

附則 この要綱は令和7年4月1日から施行する。